

多摩川の増水対策にしてもそうです。ほかの冷水対策というのはちゃんと
のっているのに増水対策というのはのっていないです。それから医療関係につ
いてもうたい込んであるけど内容は全くないというようなこと。それから今の航
空博物館というのはもう既に、これは瑞穂ですが、瑞穂が一步先んじてこの基
本計画の中にのちやつてゐるんです。福生が後から追いついてこれは二番手
なんです。瑞穂がつくってからでなくては福生はできないんです。もう三で一
歩おくれをとってしまつてゐるんです。こういうことがあるので私は強く指摘してお
くものでございます。それに関連して横田基地問題についてもほかの市でだめ
だったかりのせなかつた。そんなあいまいな行政の取り組み方がありますか。
もつとしつかり取り組んでいただきたい。

それから伝病の場合。この伝病でもまことに粗末です。六十二年の三
月に統合するんだという期間目標を設けておきながら、その肝心の委託先
の福生病院に対しても全く相談をしないで進めておつた。私は五月二十七日の日
に、福生病院の院長と事務長に会ってきたんです。それで、こういう問題が
ありますけれども聞いていますかと言つたり、伝病の事務長の方から書類は采

て資料は来ましたが、管理者である福生市長からは何う話も来ており
ません。こういう答弁だったんです。それについて強く指摘しておきま
す。

それと同時に、あそこがもし——まだこれは仮定の問題ですから統合されて
ほかへ行くということばかりではありませんけれども、もしそんなことになった場合に、一
体の施設をどうするかということも真剣に検討しておかなければ、構わず
福生病院に返せばいいよというふうなものじゃない。あれはもともと伝病の
所有ですから福生病院のものではありませんけれども。ただ、終わったから
空けておけばいいんだよというふうなことではいけないと思ふんです。もし空け
た場合にはどうするのか。例えば福生病院ではこう言つてゐるんです。現在
委託を受けて毎年委託金一千万円——これ、予算に計上してありますけれども
も、もうつてゐるんです。それが急にぽつとなくなつてしまつたり一千万円の減収
になつてしまふんだと、一体どうしてくれるんだと。それからあの病棟についても
現在厚生省が非常に認可が難しく増床というのはなかなか認めないやうで
す。返されても市の方で一生懸命やつてもらつて厚生省の認可を取ってもらわ

ないと、増床ができないよと。だからそれは市の方で今度は一生懸命やってくださいよというようなことも言ってるわけです。それはほかへ移った場合と仮定してですね。

そのほかに今度は逆に地域の人口配分、利用度から見ると、福生伝染病院の区域が一番人口が多いです。したがって西多摩郡の人口の配分の上からいけば福生病院に統合するのが一番私は住民の、市民のためになると思います。伝病は余り発生してませんか余り利用率はありませんかでもここに施設があるということはそれだけ市民福祉につながるわけです。この辺もひとつ慎重に検討していただいて、青梅市では伝病は新しく建設するんだと、こう言ってますね。青梅市でつくる場合には、今度は各市町村にも分担をして新しいのをつくりましょうというようなことを言ってる。これはうわさですかうわかりませんか。いろいろそれぞれの市町村によって考え方があるわけです。しかし福生市は福生市としてはつきりした方針のもとに取り組んでいただきたい。それから秋川市との境界の問題。新堤については全体計画の中に入っているということですからそれはそれでいいと思います。それからあとこの境界

変更については地域の住民がもう長い間の念願なんです。確かに秋川の方にもいろいろ境界変更について条件といいますか言い分があるようです。それらもなるだけ早く意見を聞けるだけ早く合意をして、あの地域の市民の要望にこたえていただきたいというような気がいたします。一生懸命今やっておりますからうに促進をしていただきたい、このように要望申し上げます。

それから野焼きの跡地の問題。これもかなり市の方で積極的に取り組んでいるようでございます。かなり広い地域でございますし、現在開発されてきて用地の少ない福生市としては、せめても残された場所については有効に——もつともあそこは秋川市ですから福生の場所じゃありませんけれども、利用できる土地は有効に利用して市民福祉の向上に努力をしていただきたいと思います。

以上、御要望申し上げまして終わります。

○議長(森田治男君) 次に十八番 堀川 實君。

(十八番 堀川 實君 登壇)

○十八番(堀川 實君) 御指名をいただきましたので、議会規則第八十六条の規

定に基づき先刻通告したとおり順次一般質問をさせていただきます。

まず中学校完全給食実施については、希望と期待を胸に毎年度一般質問をさせていただいております。これこそ理事者側の鋭意努力の成果をお聞きできることと信じ、再度質問させていただきます。

それでは当市のアンケート調査を思い出したけれども、このほどの、フミ校給食を実施しようとしている市の中学校給食に関するアンケート調査の一部内容について発表させていただきたいと思っております。これは議員と児童が直接聞き取り方式により、市内全域の中学生やその父母二千九百五十八人の方々の回答を得たものであります。その中で、「毎日弁当をつくっている」と答えた人八三%、二千四百二十五人、その反対の「つくらない」「ほとんど」という人が四・三%、二二・九人もあります。弁当をつくらない場合、「パンを持たせてやる」という父母が、四六・七%、二百四十八・九人、「売店で買わせる」という人が、三八・七%、二百六・二人、「ほかほか弁当を買って与える、または買わせる」といったデラックス家庭も例外ではありません。それでは弁当をつくるための経費は、月幾らぐらいかかるか。月額二十日間の計算で「五千円より八十円」が大半、六六・一%

を占め、また「一万円以上」のデラックス弁当も四・九%もあります。

それでは中学校給食を実施している一カ月給食はいくらか、約三千四百円程度。弁当米と比べますと、弁当は手間がかかるだけではなくかなり割高になることが明かであります。父母の給食実施の是非についての回答は、父母二千九百五十八人の中より給食米が七六%を占める二千二百四十八人、弁当米八・五%、二百五十一・四人。したがって給食米は弁当米を大きく上回っている実態であります。このような調査結果を見てもわかるように、実施すべきことが明らかなことであります。

週日、毎日新聞記載の、少年非行は食生活が原因との埼玉県警の非行に対する調査記事を見たときに、親として大人として食生活を真剣に考える責任があると思えます。社会不況の中にあつて共働きの家庭が年々にふえる中、学校給食に対する父母の要望は予想以上に高いと、このアンケートを見ても分析できると思えます。弁当による親子のコミュニケーション同様、学校給食による教師と生徒、生徒同士の人間的な触れ合い、コミュニケーションの場を見落としてはならないと思えます。私は、完全給食実施こそ子供たち

が明日を開く英知へのステップだと考えております。市長及び教育委員長の答弁をお願いたします。

次に、福祉事業についてであります。

まず、在宅乳幼児保護事業についてお尋ねしたいと思います。

核家族が目立つ都会では隣近所の結びつきが薄く、親に何かがあっても子供の面倒を見てもらうことが難しくなっております。そんな現代人の悩みを解消するために、気軽に最寄りの施設に預けられるような在宅乳幼児保護事業を計画してはどうかと思います。例えば、保護者が病気や出産、事故、出張、冠婚葬祭など急な用事ができた場合、乳幼児を、短期または一時というように預けられる施設、内容としては、短期保護としてゼロ歳より就学前までを対象に十日間以内とか、または一時保護はゼロ歳より二歳までを対象に一日のうち一定の時間だけ預けるといった保護事業の実施について、市長のお考えをお聞かせしたいと思います。

次に、在宅老人介護手当についてお尋ねしたいと思います。

私は、昨年六月にも定例会の一般質問で、現在老人痴呆症介護者の

デイ・ケアのために施設（市独自のもの）の確保はどうかと申し上げたのですが、その後の進展についてお聞かせください。と、今回の質問は、高齢化社会に入ってこれからますますふえるであろう痴呆症老人、今現在全国で二万人以上と言われております。失禁、これは膀胱、肛門の老衰などで自覚しないうちに大小が出してしまうことで、や夜間の徘徊、当てもなく歩き歩くことです、といった異常行動なども伴うことわり、日常その介護に当たる家庭の苦勞は計り知れないものがあります。そうした家庭の大変な苦勞を少しでもねぎらう意味で、在宅老人介護者手当を市独自で支給してどうか、市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。次に、同じ家庭の介護を要する重度心身障害者、特別疾患患者等々の家庭に、暖かい励ましと思ひやりを持た市よりの介護者手当もあわせてお考えをお聞かせしたいと思います。

次に、バラコート系除草剤販売についてお尋ねします。

初夏の季節、すべての植物が新緑と競い合うとき、その農耕者にとってはこの除草に大変な時期となるわけです。その除草剤販売、また管理等々の指導に、行政ではいかに対処するかをお尋ねしたいと思います。

まず、除草剤パラコートは農薬として登録され、雑草に効果があるほか他の除草剤に比べ安い値段で入手でき、また使用後の残留性が低いなどの利用度が高く年間で五、六千キロリットルが使用されていると聞いております。また致死量は体重一キロ当たり三十三ミリグラムと言われ、パラコートは当初劇物指定であったが五十三年に毒物指定と変更になったわけですが、購入については印鑑、三文判で簡単に入手できます。このため厚生省では五十五年より誤飲してもすぐに吐き出すように催吐剤を添加するようになり、また五十七年には本来除草剤は薄黄色に対し青の着色を義務づけ、さらに六十年三月より強いアンモニア臭を加えたものでなければ出荷できないようになっております。

ところが毒入りドリンク事件で使用されているパラコートは、着色剤や着臭剤が添加されていないものが大半だという。国が規定したにもかかわらず、これらは園芸用や公園整備など非農耕系パラコートとして販売されているのが実情であります。しかも大部分がパラコートの明記すりないという。特に台湾や韓国など東南アジア等々から輸入されたものに多く、価格も農耕系パラコートより二割安いことから一般農家でも使用が多いとされています。加えて六十年三月前

に出荷された着臭剤無添加の農耕系パラコートについては、政府は販売店に回収を呼びかけておらず、したがってパラコートの誤飲対策は形だけのものとなっています。二度と起きない起さないためにも、当局においても毒入りドリンク飲料防止に力を入れるべく除草剤販売店の協力とその管理体制の強化に指導徹底が急務だと思います。この点について市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

次に、役所窓口サービス改善についてお尋ねしたいと思います。

過日、総務庁は行政サービスの改善と向上を目的に、五十七年度より毎年全国的に一万二千人を対象に調査を実施、その調査結果は、役所窓口サービスの総体的印象として「よい」とする人が「まあよい」を含めて五〇・六%、昨年の五〇%をわずかに上回って、これでは昨年の調査とほぼ同じであります。市民サービスへの行政サービス改善が停滞状況であることは言うまでもありません。

内容を簡単に申し上げますと、好感を持てるという理由として、応接が親切言葉遣いが丁寧、となっていますが、逆に悪評などについては、応接態度が

横柄、言葉遣いが悪い、親切でない、などなっています。まだまだ市民サービスに問題を残している現状となっております。このように、総務庁の調査は行政サービス、市民に密接した改善に努めるよう役所事務機関に示唆したものと思います。それでは当市の市民サービスの窓口カウンター業務はどうか、この点について責任者の監督指導がどのようになっているかお伺いしたいと思います。

次に、三数年来、政府の景気対策が一向に進まない中で、夫婦共働きの家庭の年々ふえる一家において多忙の毎日であります。そうしたサラリーマンが、時間的制約の中で人間社会機構で必要とする身分証明または住民票、その他証明書の発行に、限られた時間にその窓口に来るということはいかに大変な努力となるか、こういった点を考えるに、市民へのサービスの一環として、役所戸籍係窓口の業務時間改善を考えてはどうかと思いますが、この点について市長のお考えをお聞きたいと思っております。

次に、年々福祉への要望が突り、福祉制度の種類も市民の方々にPRが行き届いていないことが多く、市民のための福祉事業がおざなりになっている場合も見

られるのではないかと感じております。この情報化社会の中にあつて、こういった問題をわかりやすく各種制度の福祉マニュアルを各小冊子にして作成したかどうか。福祉ガイドブック、福祉の手引、またこれからの高齢化社会に対処すべく年金、健康、生きがい等々をまとめたお年寄り向けの年寄りの手引などがガイドブックを作成し、市民サービスの一環とすべきだと思いますが、市長のお考えをお聞きたいと思っております。

最後に、防衛施設周辺整備事業についてお尋ねしたいと思います。

飛行場周辺住民への騒音防止工事は補助措置、防衛施設周辺の生活環境整備等に関する法律第百一号に基づく防音工事の補助が受けられる住民ということで、昭和五十四年八月三十一日に騒音程度WECPNL八五以上を騒音防止工事の対象区域と指定し、翌年五十五年九月十日に八五以上から八十となり区域をわらつけ街道を境としてであったが、その後四年過ぎ、五十九年の三月三十一日に八〇以上WECPNLであるが、高線を境に東側を対象区域として工事、多少の拡大がされたわけです。しかしその区域だけが、必ずしも騒音対象で言わば実態に即した区画であるとお考

えではないと思います。そこで、これからの施策として騒音防止工事指定区域、エリアの考え方をお聞きしたいと思います。

次に、騒音防止工事指定区域工事後、その地域に入居、新築、増改築家屋も含めた生活環境整備補助措置として、騒音防止工事を認めていただくような考えはどうか。また住宅防音工事に伴う防音関連維持費の助成に対する要望を、市長はどのようにお考えになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

以上をもって、登壇による質問とさせていただきます。

○議長(森田治男君) 二時十五分まで休憩いたします。

午後二時 零分 休憩

午後二時十五分 開議

○議長(森田治男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市長 田村匡雄君 登壇)

○市長(田村匡雄君) 最初に、学校給食の件について。中学校の完全給

食実施についてでございますけれども、教育委員会より答弁をいただきますのでよろしく願います。

次に福祉事業について。

在宅乳児保護事業として短期、一時預かり保護施設の開設についてお答えいたします。

緊急時における乳児用の一時保護については、現在長期にわたるものは児童相談所を通じて乳児院や児童相談所の一時保護所へ処置し、また夜間を除く緊急の一時保護につきましては、市内ニカ所の無認可保育室でも行われております。

なお、この緊急一時保育を毎月一日の時点で処置し事務処理が行われる認可保育所で実施することは問題があり、今後も現行のあり方を基本に対処していきたいと考えております。

次に、在宅老人短期保護事業としての一時預かり養護施設の建設についてお答えいたします。

在宅の寝たきり老人等常時介護を必要とする老人がおられる家庭に

おかれましたは、その介護に大変御苦勞をなされておられることと存じます。当市ではこの対策といたしまして、短期保護事業を社協より松楓園へ委託し実施しているところでございます。しかしながら、急速な高齢化の進行に伴い当市も例外なく年々老人人口が増加しており、老人に対する在宅福祉の対策が求められてきております。このような現状の中、当市内に社会福祉法人による特別養護老人ホームの建設計画が出されましたので、その動向を見ながら今後検討させていただきたいと思っております。

次に、三項目の在宅老人及び特別疾患患者の介護手当の支給についてでございます。現在六十五歳以上で六ヶ月以上寝たきり等の状態にあり介護を必要とする人に対しましては、全額都の負担で毎月一万七千五百円の手当を支給しておりますが、本年十月より七十歳以上は月額三万五千元、六十五歳より七十歳未満の人には所得により月額二万円から三万円に増額される予定であります。また重度障害者や特別疾患患者につきましても、現在国、都、市より各種手当が支給されておりますが、御案内のように国の補助率の引き下げによる市の福祉行政に対する財政負担の増大の中で、市独自の手

当の増額は極めて厳しい状況にあります。在宅福祉のあり方につきましては、既に福生市社会福祉協議会でも研究を進めておりますが、御指摘の家庭内の負担の軽減を図るため、介助者の氷遣を初め地域ぐるみでの相互補助の精神の育成なども重要になってきますので、この問題につきましては総合的に在宅福祉のあり方の中で検討をさせていただきたいと考えております。

次に農薬除草剤について。

パラコート系除草剤販売指導についてでございます。殺虫剤、殺菌剤あるいは除草剤等の農薬につきましては、農薬の製造、加工、輸入、販売に関する法律上の規制がございしますが、これらの規制は製造して販売するという面ではかなりの制約となっておりますが、使用者の保護、管理につきましては具体的な規制がございません。そのために農林水産省や農協等によりましては、農家における保管管理について通知を出したり販売の際に保管管理を徹底させるようパンフレットを配布いたしまして注意を呼びかけております。ところで、除草剤の販売は農協だけを通じて行われるということではございません。薬局や園芸店などで販売されておりまして、御指摘のように認め印があれ

ば購入できるという状況でございますので、広く入手されるようでございます。また、輸入農薬につきましては、従来は輸入業者が輸入した農薬について農林水産大臣の登録を受けなければ販売できないことになっておりましたが、最近はその製造業者が農林水産大臣の登録を受けておきますと、輸入業者は登録番号と住所氏名を届け出るだけでよいことになりまして、輸入が簡易な手続でできることになりました。

このようなことから、除草剤を含めて農薬が広く出回るといふ状況にあるようでございますが、東京都におきましては農薬の使用機会のふえるこれから時期に、保健所を通じて危害予防のPRが行われるということでございます。市町村に対してもPRの要請を考慮しているということです。これを受けて、広報紙での危害予防のPRを検討してまいりたいと存じます。

次に市民サービスと事務改善について。

第一の各種の手引書やハンドブック等の作成についてお答えいたします。福祉制度の拡充に伴う各種制度の市民へのPRについては、現在「私の便利帳」「暮らしのガイド」を初め各種パンフレットや広報紙を通じてPRに

努めるとともに、全民生委員に福祉手当を配付し地域の該当者の把握に努めるよう指導をしているところでありますが、該当をする市民の方々が漏れなく各種制度の恩恵を受けていただくことが必要であり、今後は従来のPR活動を一層充実させるとともに、御指摘の福祉ガイドブックについては貴重な御提言として今後も検討させていただきたいと思っております。

次に、諸証明作成業務の時間外発行についてでございます。

まず、窓口事務について。市民サービス、応接態度等に対する職員の指導、監督がどのように行われているかということでございますが、日常業務の中で、常に公僕としての自覚のもとに職務に当たることは当然のことであり、また、職員の指導、教育は重要なことでありますので、新任の場合は研修における指導はもとより、それぞれの研修の機会を通して行っているところでございます。今後も市民サービスに十分配慮して窓口事務に当たっていただく指導してまいりたいと存じます。

次に、共働きの家庭が年々ふえる中で、住民票等の発行について窓口の業務時間の改善についてでございますが、確かに市民の方の中には、日

中の時間に仕事等のための市役所に出向けない方もおられると思います。このような方々のために、現在不十分ではありますが昼休みの窓口事務を行っていただくでございます。また戸籍関係では、時間外でも婚姻、出生、死亡、死産等の届け書につきましてはお受けいたしております。市といたしまして考えられますのは、その他の方法の中で、電話で受けて時間外交付ということも考えられますが、このたび住民基本台帳法の改正がございまして、個人のプライバシー保護が強く打ち出され、その取り扱いにも電話での請求に応じるのは適当でないと言われております関係で、慎重にしなければならぬ状況にありまので、よろしく御理解をいただきたくお願いを申し上げます。

次に、防衛施設周辺整備についてでございますが、住宅防音工事の対象区域につきましては、長年にわたる議会側の御協力や、全国の基地関係協議会を通じて運動が実を結びまして、昭和五十九年三月三十一日告示により、八〇W E C P N L 区域から七五W E C P N L 区域に拡大され、民間空港並みになりましたことは御承知のとおりでございます。七五W に拡大され二年間を経過したばかりでございますので、早期には難しいかもしれま

せんが、今後は環境庁告示の航空機騒音にかかる環境基準の七〇W E C P N L まで対象区域を拡大してもらう必要があると考えております。

また、区域指定後の新築家屋についても補助対象とすることや、住宅防音工事に伴う防音関係維持費の助成化につきましても従来より強く要請しているところですが、今後さらに対象区域の拡大やこうした補助内容の充実に向けて、積極的にまた粘り強く運動してまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。答弁にかえさせていただきます。

失礼しました。先ほどの、福祉の手引というところを福祉の手当と申し上げましたが、改正をお願いいたします。ありがとうございました。

○教育次長（須崎 進君） 委員長に代わりまして御答弁を申し上げます。

中学校の完全給食の実施につきましては、過去の定例会におきまして御質問をいただいておりますが、その際にも御説明申し上げましたが、中学校の完全給食に対する教職員の考え方は、現在も変わっておりません。御案内のとおり学校給食を円滑に実施しその教育的効果を上げるためには、指導に当たる